

## 予備試験について（論点整理）

### 1 現状の予備試験について指摘されている課題・問題点

- 大学生や法科大学院生が多数予備試験を受験しており、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者」にも法曹資格取得のための途を確保するために設けられた予備試験本来の制度趣旨に沿わない状況が生じている。
- 予備試験の受験者数・合格者数が増加し、予備試験が主流との認識や法科大学院教育の軽視の傾向が広がりつつある。
- 大学在学中に予備試験を受験する者が増加しており、法科大学院に入学せずバイパスとして予備試験を利用する者がいる。優秀な学生に幅広く奥行きのある教育を行うという法科大学院の理念が実現できなくなるのではないか。
- 法科大学院在学中に予備試験を受験する者が増加し、予備試験準備のための勉強に傾注して法科大学院における学修を疎かにする者が見られるほか、予備試験受験・合格により法科大学院を早期に退学することを目指す学生もおり、法科大学院の教育に悪影響が生じている。

### 2 考えられる対応方策（制度面）

A 予備試験の受験資格として資力要件・社会人経験要件を設ける案

#### 【理由・必要性】

大学生や法科大学院生が多数予備試験を受験しており、司法制度改革審議会意見書の理念に沿わない現状となっていることから、「経済的事情によって法科大学院を経由することができない者」及び「既に実社会で十分な経験を積んでおり法科大学院を経由する必要がないため法科大学院を経由しない者」にのみ予備試験の受験を認める制度とする。

#### 【検討すべき問題点】

- ・ 現行法の制度設計時にも検討された案であり、当時の議論の結果受験資格を制限しない制度となったのであるから、現時点で新たに要件を設けるのであれば、当時想定されていなかった新たな立法事実が必要であるが、現状において受験資格を「経済的事情」と「社会経験」のみに限定しなければならないような新たな事情があるとはいえないのではないか。
- ・ 法科大学院を経由しない理由は「経済的事情」「社会経験」以外にも、個人によって様々なものが考えられ、受験資格をこの2つの事情のみに限定することは、不平等が生じ職業選択の自由の観点から問題があるのではないか。（現行法が受験資格制限を設けなかった理由の1つ）
- ・ 経済的事情や社会経験について、何をもって法科大学院を経由しなく

てもよかった程度と評価できるのか、具体的にどこで線引きをするのが非常に難しく、仮に線引きができたとしても、実際に要件該当性を確認することが非常に困難である。(※)

※ 経済的事情について、本人の納税証明書等によって判定するとすれば大学生や法科大学院生はほとんどが受験できると判断されることになってしまい、趣旨に沿わない結果となるおそれ大きい。他方で（成人である）志願者の受験資格を判定するために、家族についてまで納税証明書等を要求することは不適當と思われる。（奨学金等の金銭給付を前提とする制度とは場面が異なる。）

- ・ 現在は誰でも受験できている予備試験について、受験制限をすることによって、法曹を目指すこと自体をやめてしまう者が増加するなどのマイナス効果が生じるおそれはないか。

## B 一定の年齢以上であることを予備試験の受験資格とする案

### 【理由・必要性】

現行法が法科大学院を法曹養成の中核と位置付け、一定の教育課程を経ることによって資質の高い法曹を養成する制度をとっている以上、法科大学院入学又は修了程度の年齢以上でなければ予備試験を受験できないものとし、学部生など若年者が早期に資格を得るためのバイパスとして予備試験を利用することを防止して、法科大学院を経由するよう政策的に誘導する必要がある。

### 【検討すべき問題点】

- ・ 一定の年齢に達していないという理由で、現に誰でも受験できることとなっている資格試験の受験の権利を制約することを正当化するだけの根拠があるか。
- ・ 年齢のみで受験を制限することは、権利制約の範囲として広範囲に過ぎ、職業選択の自由に対する過度な制限となるおそれはないか。
- ・ 現行法の制度設計時にも学部生が予備試験をバイパスとして利用する可能性については検討されており、議論の結果、現行法は予備試験に受験資格制限を設けない制度となっており、これを変更するには、当時想定されていなかった新たな立法事実が必要であるところ、大学在学中に司法試験にまで合格する者は限定的であり、増加傾向も見られない。また、法科大学院在学中に司法試験に合格して中退する者も増加傾向ではあるが人数は限定的である。このように、現状において予備試験をバイパスとして利用している者はごく少数にとどまっている。また、現時点で、このような予備試験組の早期合格者が、法曹としての質に問題があるとの指摘は見られない。
- ・ 学部段階で予備試験を受験できなくなることで、法曹の道を選択しなくなる学部生が増加するおそれはないか。

C 法科大学院在学中の者には予備試験の受験を認めないこととする案
----------------------------------

**【理由・必要性】**

そもそも予備試験は、法科大学院を経由しない者のために設けられた制度であり、制度設計時には、法科大学院在学生在が現状のように多数予備試験を受験することは想定されていなかったところ、現在、法科大学院生が予備試験を受験していることによって、法科大学院の授業や他の学生に悪影響が生じているとの指摘があることから、法科大学院生には予備試験を受験させないとする事により、この弊害を解消する必要がある。

**【検討すべき問題点】**

- ・ 法科大学院在学生在に予備試験を受験させないとする事によって、法曹を志願する者は、法科大学院か予備試験かを選択することとなり、法科大学院に入学する者が減少するおそれがあるのではないか。
- ・ 法科大学院在学生在が予備試験を受験している事により生じている教育への影響については、まず法科大学院自身の対応策によって解消すべきではないか。
- ・ 現在は誰でも受験できている予備試験について、受験制限をすることによって、法曹を目指すこと自体をやめてしまう者が増加するなどのマイナス効果が生じるおそれはないか。